

件名	愛媛県県税賦課徴収条例等の一部を改正する条例
主管課	税務課
根拠法令等	地方税法等の一部を改正する法律(平成31年3月29日公布、同年10月1日ほか施行)

【改正の概要】

1 改正する条例

- (1) 愛媛県県税賦課徴収条例
- (2) 愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例(平成28年条例第39号)
- (3) 愛媛県県税賦課徴収条例等の一部を改正する条例(平成29年条例第7号)

2 改正内容

(1) 法人事業税の税率の引下げ

都市・地方の偏在是正措置のため特別法人事業税(国税)が創設されることに併せた改正

主な税率区分	法人事業税	特別法人事業税
資本金1億円以上の普通法人	3.6%→1%	法人事業税額の260%
資本金1億円以下の普通法人等	9.6%→7%	〃 37%
収入金額課税対象法人	1.3%→1%	〃 30%

(2) 自動車税(環境性能割・種別割)の適用の見直し

① 環境性能割の臨時的軽減

消費税引上げに伴い、令和元年10月1日～令和2年9月30日までの間に取得した自家用乗用車について、環境性能割の税率を1%軽減

② 種別割の税率の引下げ(令和元年10月1日以降に新規登録を受けた自家用乗用車)

税率区分	～1,000cc 以下	1,000cc 超 1,500cc 以下	1,500cc 超 2,000cc 以下	2,000cc 超 2,500cc 以下	2,500cc 超～
引下げ幅	▲4,500円	▲4,000円	▲3,500円	▲1,500円	▲1,000円

③ グリーン化特例の見直し

現行制度を2年間延長し、令和3年4月1日以降に新規登録を受けた自家用乗用車から適用対象を電気自動車等に限定

(3) その他の改正

施行日	1(1)関係 ・2(1)・2(2)①、②、③の一部 ・2(3) ・2(2)③の一部 1(2)・(3)	令和元年10月1日 令和2年1月1日 令和3年4月1日 公布の日
-----	--	---

【その他参考事項】

1 特別法人事業税 \* 令和元年10月1日付けで、地方法人特別税・譲与税は廃止

法人事業税の一部を分離して特別法人事業税(国税)を創設し、その税金の全額を特別法人事業譲与税として都道府県に対して譲与

2 車体課税の見直し \* 平成29年4月開始→消費税の増税延期に伴い、令和元年10月開始に延期

